

心理担当職員の配置状況

(平成16年5月1日現在 総務課調べ)

都道府県 政令指定都市	心理 判定員			心理療法 担当職員			
	専任	兼任	嘱託	専任	兼任	嘱託	
岡山県	(4) 21	(0) 7	(0) 9	(4) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0
広島県	(0) 37	(0) 14	(0) 1	(0) 22	(3) 3	(0) 0	(0) 3
山口県	(0) 11	(0) 5	(0) 6	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
徳島県	(0) 8	(0) 5	(0) 1	(0) 2	(1) 1	(0) 0	(1) 1
香川県	(0) 9	(0) 0	(0) 9	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
愛媛県	(0) 6	(0) 0	(0) 6	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1
高知県	(0) 5	(0) 5	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1
福岡県	(0) 16	(0) 16	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
佐賀県	(1) 5	(0) 3	(0) 0	(1) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0
長崎県	(0) 9	(0) 0	(0) 9	(0) 0	(1) 2	(0) 0	(1) 2
熊本県	(0) 8	(0) 6	(0) 0	(0) 2	(0) 1	(0) 0	(0) 1
大分県	(0) 9	(0) 6	(0) 0	(0) 3	(0) 1	(0) 0	(0) 1
宮崎県	(0) 16	(0) 6	(0) 0	(0) 10	(3) 3	(0) 0	(3) 3
鹿児島県	(0) 10	(0) 0	(0) 8	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0
沖縄県	(0) 6	(0) 6	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
札幌市	(1) 12	(0) 10	(0) 0	(1) 2	(0) 5	(0) 0	(0) 5
仙台市	(0) 12	(0) 4	(0) 0	(0) 8	(0) 0	(0) 0	(0) 0
さいたま市	(0) 6	(0) 6	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1
千葉市	(1) 9	(0) 4	(0) 0	(1) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0
横浜市	(0) 16	(0) 14	(0) 0	(0) 2	(1) 4	(0) 3	(1) 1
川崎市	(0) 7	(0) 7	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
名古屋市	(0) 7	(0) 5	(0) 0	(0) 2	(0) 23	(0) 10	(0) 13
京都市	(0) 5	(0) 4	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 0
大阪市	(0) 21	(0) 10	(0) 0	(0) 11	(0) 27	(0) 0	(0) 27
神戸市	(0) 11	(0) 11	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
広島市	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 5	(0) 4	(1) 1
北九州市	(0) 6	(0) 6	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
福岡市	(0) 12	(0) 6	(0) 0	(0) 6	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(24) 904	(5) 607	(1) 130	(18) 167	(29) 109	(1) 20	(28) 85

※ 上段 () は、一時保護所職員の再掲数

国における児童相談所職員を対象とした研修一覧(案)(平成17年度)

研修会	日程	場所
児童相談所長研修 (前期・第1グループ)	5月 (2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所・情緒障害児短期 治療施設等医師専門研修	5月 (2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所長研修 (前期・第2グループ)	6月 (2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所スーパーバイザー 研修	9月 (3泊4日)	子どもの虹情報研修センター
全国児童相談所職員研修会	平成17年9月28日～30日 (2泊3日)	東京都(母子愛育会)
児童相談所長研修 (後期・第1グループ)	10月 (2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所中堅児童福祉司 研修	平成17年10月12日～14日 (2泊3日)	国立保健医療科学院 和光庁舎
治療施設専門研修(情緒障害児 短期治療施設・小児精神科医療 施設・児童相談所等)	12月 (2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所長研修 (後期・第2グループ)	11月 (2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所心理職員指導者 研修	1月 (3泊4日)	子どもの虹情報研修センター
里親関係機関職員等研修	平成18年1月18日～20日 (2泊3日)	武蔵野学院
全国児童相談所一時保護所員 研修 第1グループ	平成18年2月1日～3日 (2泊3日)	武蔵野学院
全国児童相談所一時保護所員 研修 第2グループ	平成18年2月15日～17日 (2泊3日)	武蔵野学院
保健・福祉合同研修(児童相談 所・保健所等)	3月 (1泊2日)	子どもの虹情報研修センター

児童相談所職員の採用区分

- 児童相談所には、所長及び所員を置く(法第12条の2)
 - 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする(法第12条の3)
 - 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない(法第13条第1項)
 - 児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし(法第13条第2項)
- (平成16年5月1日現在 総務課調べ)

都道府県 政令指定都市	所 長			児 童 福 祉 司		
	一般職	福祉等 専門職	計	一般職	福祉等 専門職	計
北海道	2	6	8	42	12	54
青森県	6	0	6	51	0	51
岩手県	1	2	3	7	6	13
宮城県	1	2	3	27	1	28
秋田県	0	1	1	14	1	15
山形県	2	0	2	10	6	16
福島県	0	3	3	18	8	26
茨城県	0	3	3	31	0	31
栃木県	2	1	3	19	9	28
群馬県	3	0	3	27	1	28
埼玉県	4	2	6	5	96	101
千葉県	2	3	5	44	15	59
東京都	5	6	11	46	96	142
神奈川県	1	4	5	0	46	46
新潟県	0	5	5	0	37	37
富山県	0	2	2	0	11	11
石川県	0	2	2	0	16	16
福井県	0	2	2	0	9	9
山梨県	0	2	2	1	10	11
長野県	0	5	5	0	26	26
岐阜県	0	5	5	8	10	18
静岡県	1	3	4	24	27	51
愛知県	0	9	9	19	49	68
三重県	2	3	5	11	14	25
滋賀県	1	1	2	15	3	18
京都府	1	2	3	10	11	21
大阪府	0	7	7	0	119	119
兵庫県	4	0	4	40	22	62
奈良県	1	1	2	11	6	17
和歌山県	2	0	2	3	14	17
鳥取県	0	3	3	0	16	16
島根県	0	4	4	9	3	12
岡山県	0	3	3	0	27	27
広島県	1	2	3	11	12	23
山口県	1	3	4	11	11	22
徳島県	1	0	1	10	4	14
香川県	0	2	2	0	20	20
愛媛県	3	0	3	17	3	20
高知県	2	0	2	11	4	15
福岡県	3	1	4	29	12	41
佐賀県	0	1	1	7	2	11
長崎県	0	2	2	8	15	23
熊本県	2	0	2	25	2	27
大分県	0	2	2	16	0	16
宮崎県	0	3	3	3	9	12
鹿児島県	1	1	2	10	7	17
沖縄県	1	1	2	8	15	23
札幌市	1	0	1	9	13	22
仙台市	1	0	1	13	1	14
さいたま市	1	0	1	12	0	12
千葉市	1	0	1	13	0	13
横浜市	0	3	3	0	48	48
川崎市	1	1	2	5	19	24
名古屋市	1	0	1	32	0	32
京都市	1	0	1	33	0	33
大阪市	0	1	1	6	35	41
神戸市	0	1	1	4	21	25
広島市	0	1	1	13	2	15
北九州市	1	0	1	8	4	12
福岡市	0	1	1	19	0	19
合 計	64	118	182	825	986	1813

一時保護所の概要

1. 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、迷子、置去り、非行などの理由により児童を一時的に保護する施設である。

2. 設置か所数 110か所

3. 定員 2,339名(平成16年5月1日現在)

※平成15年3月1日現在の現員は、1,068名(入所率48%)
100%を越える自治体は、
横浜市133%、千葉市120%、東京都102%
沖縄県100%、川崎市100%

4. 職員 保育士、児童指導員が24時間体制で勤務 1,504名(平成16年5月1日現在)

5. 一時保護の具体例

(児童相談所運営指針より抜粋)

(1) 緊急保護

ア 棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合(虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置(法第28条の規定によるものを除く)が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。)

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

一時保護（総務課調）

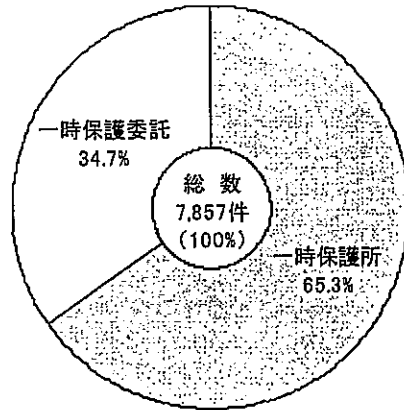
- 児童福祉法第33条に規定する一時保護は、児童福祉法第27条（注）の措置をとるに至るまで、児童を一時保護所に一時保護し、又は児童福祉施設、警察等に一時保護を委託することができるものであり、虐待、放任等の理由により家庭から一時引き離す必要がある場合等に行われる。なお、一時保護所は全国に110か所設置されている（平成16年4月現在）。
- 平成15年度に一時保護した件数は7,857件であり、前年度に比べ減少しているものの、一時保護委託の件数は1.5倍以上に増加している。
- 特に、障害児関係施設は前年度に比べ約2.6倍、里親は約2.4倍と増加している。

（注）

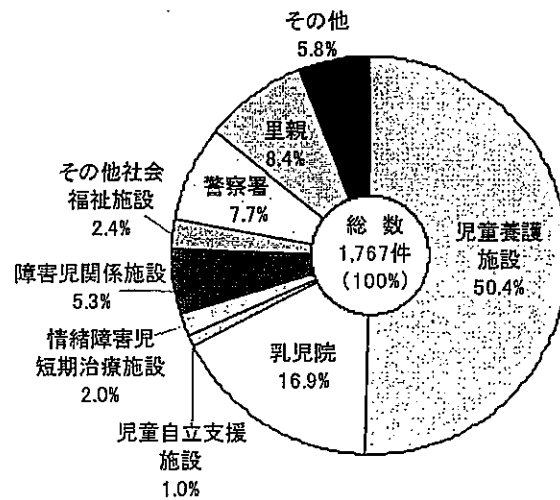
児童福祉法第27条では、都道府県は通告を受けたケース等について必要があると認める場合、児童又はその保護者に、訓戒・誓約、児童福祉司等の指導、里親委託、又は児童養護施設等の児童福祉施設に入所させる等の措置を採らなければならないことを規定している。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
一時保護所	6,113	6,602	5,127
一時保護委託	1,539 (100%)	1,767 (100%)	2,730 (100%)
児童養護施設	846 (55.0%)	1,027 (58.1%)	1,377 (50.4%)
乳児院	276 (17.9%)	299 (16.9%)	462 (16.9%)
児童自立支援施設	20 (1.3%)	19 (1.1%)	27 (1.0%)
情緒障害児短期治療施設	15 (1.0%)	35 (2.0%)	55 (2.0%)
障害児関係施設	46 (3.0%)	56 (3.2%)	144 (5.3%)
その他社会福祉施設	22 (1.4%)	30 (1.7%)	66 (2.4%)
警察署	118 (7.7%)	95 (5.4%)	211 (7.7%)
里親	71 (4.6%)	95 (5.4%)	229 (8.4%)
その他	125 (8.1%)	111 (6.3%)	159 (5.8%)
計	7,652	8,369	7,857

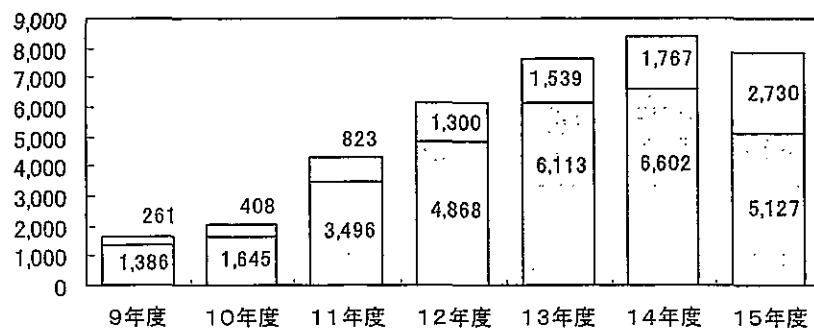
一時保護



一時保護委託



□ 一時保護所 □ 一時保護委託



児童相談所一時保護所の費用

- 一時保護に要する費用については、都道府県が支弁し、国はその1/2を負担

経費の種別	措置等主体の区分	入所先区分	費用の負担区分	
			都道府県	国
一時保護所	都道府県・指定都市	一時保護所	2分の1	2分の1

- 事務費・・・一時保護所を運営するために必要な職員の給与費（一時保護所の定員に応じて支弁される費用）、その他事務の執行に伴う諸経費（寒冷地手当 等）
- 事業費・・・一時保護児童にかかる一般生活費（日額1,560円）、期末一時扶助費、医療費

なお、一時保護委託の場合の費用については、上記事業費の内、一般生活費のみ児童相談所から一時保護委託先に支払われるものである。

（医療費等については、必要に応じて児童相談所に支払われる）

少年法等改正法案について

1. これまでの経緯

15年12月	青少年育成施策大綱を決定。
16年 9月	法務大臣が法制審議会に対し、少年法等改正案要綱（骨子）を諮問。
17年 1月	法制審議会少年法部会が要綱（骨子）を可決。
3月	少年法改正法案閣議決定

2. 法案のポイント

1. 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査

警察の調査権の明確化

警察官は、触法少年・ぐ犯少年を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする。

〔注① 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
ぐ犯少年・・・将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年〕

〔注② 調査の内容・・・任意の事情聴取、搜索、押収等（逮捕はできない）〕

重大な触法事件の原則家裁送致

都道府県知事（児童相談所長）は、重大な事件を起こした触法少年については、家庭裁判所送致の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

〔注③ 重大な事件・・・殺人、傷害致死、現住建造物等放火、強盗等〕

2. 14歳未満の少年の保護処分の見直し

少年院の入所年齢の下限（現行14歳）撤廃

14歳未満の少年であっても、初等少年院・医療少年院への入所を可能にする。

ただし、家庭裁判所が「特に必要と認める場合」に限る。

〔注④ 14歳未満の少年に対する処分（現行）・・・児童自立支援施設送致、保護観察等〕

3. 保護観察における指導を一層効果的にするための措置等

